

孤独・孤立対策の重点計画 概要①

令和3年12月 28日
孤独・孤立対策推進会議決定

1. 孤独・孤立対策の現状

- <新型コロナ感染拡大前>
職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- <新型コロナ感染拡大後>
交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
 • **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
 • 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至つたもの。**社会全体で対応しなければならない問題。**
 • 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
 「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と**「孤立」を対象として取り組む。**
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようする「予防」の**観点が重要。**
 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によつて多様
 - ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立つて、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進**
- **その時々の当事者の目線や立場に立つて、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進**
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて**支援する観点から施策を推進**

(3) 人ととの「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と**対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。**このこととが孤独・孤立の問題の解消にどどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、**行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実関係行政機関（特に基礎自治体）**において、既存の取組も活かして**孤独・孤立対策の推進体制**を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

令和3年12月28日
孤独・孤立対策推進会議決定

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的な施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至つても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

・孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい環境整備

・「**支援を求める声を上げることはは良いこと**」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるように、「情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

・包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進

② 人材育成等の支援

・相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

○ 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的な施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。

○ 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。

○ 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

(3) 看守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

・多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

② アウトリーチ型支援体制の構築

・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

・いつの「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
④ 地域における包括的支援体制の推進

・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心とした包括的支援体制
・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人ととの「つながり」を実感できる地域づくり

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等との連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備